

職 職 — 4 3 4

令和 7 年 1 2 月 8 日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 10—7（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 10—7（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉）の運用について（昭和 61 年 3 月 15 日職福—121）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 8 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
第 2 条関係 この条の請求は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成 6 年法律第 33 号）第 18 条に定める場合又は人事院規則 15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇） <u>第 4 条第 2 項第 3 号</u> に	第 2 条関係 この条の請求は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成 6 年法律第 33 号）第 18 条に定める場合又は人事院規則 15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇） <u>第 4 条第 2 項第 6 号</u> に

定める場合に該当するときに生理日の就業が著しく困難である旨を休暇簿に明示して行うものとし、同法第3条に規定する各省各庁の長は、人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第25条（人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について（平成6年7月27日職職—329）第4条関係第4項の定めるところにより、その例による場合を含む。）に定めるところにより、当該休暇を承認しなければならない。この場合には、承認した当該病気休暇の期間のうちの連続する最初の2暦日に係る期間を出勤簿に記入するものとする。

定める場合に該当するときに生理日の就業が著しく困難である旨を休暇簿に明示して行うものとし、同法第3条に規定する各省各庁の長は、人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第25条（人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について（平成6年7月27日職職—329）第4条関係第4項の定めるところにより、その例による場合を含む。）に定めるところにより、当該休暇を承認しなければならない。この場合には、承認した当該病気休暇の期間のうちの連続する最初の2暦日に係る期間を出勤簿に記入するものとする。

以上